

各務原市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和5年度第3回定期監査・行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、次のとおり監査の結果に関する報告を公表する。

令和5年12月26日

各務原市監査委員 五 島 浩 利

各務原市監査委員 楢 谷 清 美

各務原市監査委員 大 竹 大 輔

第1 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査・行政監査

2. 監査の実施日及び場所

令和5年9月29日から12月26日まで

各務原市産業文化センター8階第1特別会議室 ほか

(各務原市那加桜町2丁目186番地)

3. 監査の対象

川島ライフデザインセンター、稲羽市民サービスセンター、少年自然の家、学校給食センター、各務小学校、尾崎小学校、蘇原中学校及び稲羽中学校における主として令和5年4月1日から9月30日までの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行全般

4. 監査の主な実施内容及び着眼点

各務原市監査基準に基づき、財務に関する事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて、現地において、現金等の取扱いに係る書類、切手受払簿、薬品等の取扱状況が分かる書類等を確認するとともに、関係職員に質問して回答又は説明を求める等の方法により監査を実施した。なお、主な着眼点は、次のとおりである。

- (1) 現金、有価証券等の保管及び取扱いは適正か。
- (2) 財産の取得及び処分の手続は適正か。
- (3) 備品などの物品、文書等は、正しく分類・整理されているか。
- (4) 施設の安全面に関し、管理運営上の問題はないか。
- (5) 学校徴収金の取扱いは適正か。
- (6) 薬品・劇物等の取扱いは適正か。

第2 監査の結果

財務に関する事務の執行等については、法令に適合し、正確に行われており、また概ね合理的かつ効率的に執行されているものと認められた。なお、軽微な事項については、その都度、口頭で留意を促し、指摘事項及び要望事項については、次のとおりである。

【指摘事項】（措置を講ずることを求める事項）

○ 現金の取扱い等について

（少年自然の家）

プラネタリウム利用料等、施設の利用者から窓口で現金を受領するケースがあるが、現金の取扱いに係る帳簿等が作成されていない。不適正な取扱いを防止するため、早急に現金の取扱いに係る帳簿等を整備されたい。

また、受領した現金を金庫において一定期間保管しているが、市会計規則等の規定に基づき、速やかに指定金融機関等への払込み等適切な対応をされたい。

【要望事項】

（1）安心・安全な給食の提供について

（学校給食センター）

学校給食センターに最も求められることは、児童・生徒に栄養バランスのとれた安心・安全な給食を提供することであり、そのためには、施設の衛生管理の徹底及び整備、維持管理が重要である。今後も適切な点検や整備を実施し、中長期的な視点を持ち、計画的に施設及び設備の修繕、更新等を進められたい。

（2）私会計時の学校給食費の未納分について

（教育委員会事務局学校教育課、蘇原中学校）

未納分について、納付義務者（保護者）に対する督促などを実施しているところであるが、蘇原中学校において現段階で徴収できていないものがある。また、今後未納分の学校給食費が回収できた場合の取扱いについても、教育委員会から方針が示されていないとのことであった。本来市に収入すべき性質のものであるかどうかの判断も含め、私会計時の学校給食費の未納分の取扱いに関し、教育委員会で統一的な基準を定められたい。

(3) 薬品・劇物等の管理について

(教育委員会事務局総務課、各務小学校、稲羽中学校)

各務小学校においては、薬品の在庫(残高)確認は、年3回程度とのことであり、確認頻度が少ないと考えられるため、見直しを検討されたい。

稲羽中学校においては、理科準備室等における薬品・劇物等の保管状況の確認について、監査資料上では校長が月1回行っているとのことであったが、その記録は確認できなかった。

薬品・劇物等の管理は、児童・生徒の生命の危機や健康被害に直結するおそれがあることから、特定の担当者に管理を任せきりにするのではなく、不適正な管理とならないよう定期的な確認を確実に実施されたい。また、今後教育委員会において、全ての学校で適切な管理が行われるよう、薬品の管理方法、基準、様式等を定めることを検討されたい。

(4) 学校徴収金等について

(教育委員会、学校共通)

学校徴収金などの現金や切手の管理については、各学校間での統一的なルールはなく、それぞれの学校独自のルールに基づいて行っている。学校徴収金は、学校教育活動に必要な経費としての公共性を有するとともに、その管理と取扱いを保護者が包括的に校長に信託している経費であることから、公費に準じた適正な会計処理を行い、保護者に対して十分な説明及び報告を行う必要がある。今後教育委員会において、学校徴収金などの現金や切手の管理に関し一定の基準を定め、その内容を遵守し、統一的な取扱いとするよう検討されたい。